

令和4年度第1回小樽市国民健康保険運営協議会

日時：令和4年5月30日 午後1時
場所：消防講堂

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 福祉保険部担当者の紹介

4 会長挨拶

5 議 題

(1) 令和4年度 国民健康保険料確定賦課について

(2) 令和3年度 国民健康保険事業特別会計の決算状況について

(3) その他

6 閉 会

国保料の仕組みについて

○ 国民健康保険料の仕組みについて

・ 保険料の構成

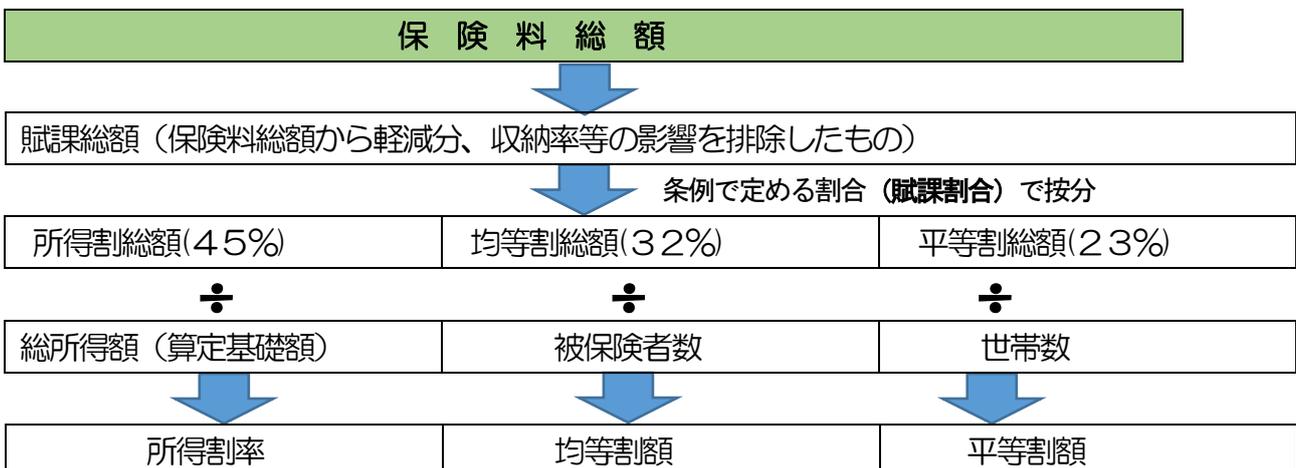
保 険 料	① 基礎賦課分（医療分） 国保加入者の医療費などの経費に充てられるもの。
	② 後期高齢者支援金分 75歳以上の後期高齢者の医療費について、現役世代がその一部を負担することとされているもの。
	③ 介護納付金分 40歳以上 65歳未満の“介護保険2号被保険者”の方の介護保険料分。加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっている。

・ 保険料の算定

【 歳 入 】	【 歳 出 】
保険給付費等交付金 (普通交付金)	保険給付費
道からの特別交付金*や市（一般会計）からの繰入など	道へ納める納付金
保険料総額	保健事業に要する経費等

保険料は、“その年に必要と見込まれる、道へ納める納付金や保健事業費などの費用の額”から“道からの特別交付金や小樽市（一般会計）からの繰入など、歳入の見込み額”を差し引いた残額を、その年の保険料総額として見込むことになる。

*特別交付金 … 保険事業費用、保険者努力支援、収納率向上対策等に対して交付



令和4年度国民健康保険確定賦課について

標準保険料率賦課割合について（これまでの経過）

- ※標準保険料率賦課割合とは、平成30年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴い、都道府県から示されるようになった、統一的なルールに基づき積算された各市町村の保険料率の賦課割合である。
- ※「道内どこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料」とすることが目標となっており、北海道国保運営方針では、道内全市町村が令和12年度までに標準保険料率を適用するように求めている。

【令和2年度時点の状況】

	所得割	均等割	平等割	(応能割)	(応益割)
小樽市賦課割合	54	29	17	54	46
標準保険料率賦課割合	36	37	27	36	64

- 小樽市の賦課割合は標準保険料率賦課割合と大きく乖離していることから、激変緩和を考慮し、令和3年度から10年かけて標準保険料率を適用することとした。

【標準保険料率のロードマップ（案）】

	応能割：応益割	(応能割前年差)	(所得割：均等割：平等割)
令和2年度	54：46		(54：29：17)
令和3年度	47：53	▲7	(47：31：22)
令和4年度	45：55	▲2	(45：32：23)
	令和4年3月条例改正		
令和12年度	36：64		(36：37：27)

令和4年度確定賦課について

【令和4年度確定賦課の料率】（詳細は資料4）

上記の賦課割合に基づき、令和4年4月1日時点の被保険者の所得・人数等から計算した結果、令和4年度の保険料率は下記のとおりとなる。

	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	9.2%	21,960円	23,280円
後期分	3.0%	7,200円	7,440円
介護分	2.7%	7,080円	5,760円

※標準保険料率の適用による激変緩和とコロナ禍での負担増を少しでも軽減するため5千万円の基金を投入

【令和4年度保険料の試算】

- ・令和3年度確定賦課との比較（詳細は資料5）

令和4年度 国保料確定賦課收支比較表

(1) 医療分 【算定基礎数値：一般被保険者数 23,099人、16,614世帯】

(千円)

	区 分	3年度確定 A	4年度確定 B	前年度対比 B-A	備 考
歳 出	保険給付費	10,303,538	10,566,313	262,775	
	納付金（医療給付費分）	2,067,063	2,051,584	△ 15,479	
	特定健診・保健指導に要する費用	87,700	81,406	△ 6,294	
	その他保健事業に要する費用	40,229	47,115	6,886	
	その他事業費	6,660	7,608	948	
	歳出計	12,505,190	12,754,026	248,836	
歳 入	保険給付費等交付金（普通交付金）	10,303,538	10,566,313	262,775	
	保険給付費等交付金（特別交付金） 保険者努力支援分	55,107	54,585	△ 522	
	保険給付費等交付金（特別交付金） 特別調整交付金分	0	39,885	39,885	
	保険給付費等交付金（特別交付金） 道繰入分（2号分）	20,705	20,288	△ 417	
	保険給付費等交付金（特別交付金） 特定健康診査等負担金	21,245	14,407	△ 6,838	
	保険給付費等交付金（特別交付金） 保健事業費特財分（医療費通知、インフル、肺炎球菌、ヘルスアップ等）	14,565	36,710	22,145	
	保険基盤安定	339,300	335,700	△ 3,600	
	保険基盤安定（保険者支援分）	173,400	163,900	△ 9,500	
	一般会計繰入金	197,400	204,851	7,451	
	その他の収入	157	108	△ 49	
	滞繰保険料	45,800	37,200	△ 8,600	
	基金	167,425	116,685	△ 50,740	
	歳入計	11,338,642	11,590,632	251,990	
	差引	保険料（現年度）	1,166,548	1,163,394	△ 3,154

(2) 後期高齢者支援金分 【算定基礎数値：一般被保険者数 保険者数 23,099人、16,614世帯】

(千円)

	区 分	3年度確定 A	4年度確定 B	前年度対比 B-A	備 考
歳 出	納付金（後期高齢者支援金等分）	551,029	531,264	△ 19,765	
	歳出計	551,029	531,264	△ 19,765	
歳 入	保険基盤安定	109,700	107,600	△ 2,100	
	保険基盤安定（保険者支援分）	56,600	54,000	△ 2,600	
	滞繰保険料	14,000	12,400	△ 1,600	
	基金	0	0	0	
	歳入計	180,300	174,000	△ 6,300	
差引	保険料（現年度）	370,729	357,264	△ 13,465	

(3) 介護給付費納付金分 【算定基礎数値：介護2号被保険者(40-64歳)該当 6,679人、5,950世帯】

(千円)

	区 分	3年度確定 A	4年度確定 B	前年度対比 B-A	備 考
歳 出	納付金（介護納付金分）	136,632	140,477	3,845	
	歳出計	136,632	140,477	3,845	
歳 入	保険基盤安定	27,700	30,100	2,400	
	保険基盤安定（保険者支援分）	14,100	13,600	△ 500	
	滞繰保険料	7,600	5,900	△ 1,700	
	基金	0	0	0	
	歳入計	49,400	49,600	200	
差引	保険料（現年度）	87,232	90,877	3,645	

基金合計（医療+後期+介護分）

116,685千円

令和4年度 国民健康保険料確定賦課資料

※令和3年度確定賦課との比較

(1) 医療分

[料率]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
所得割率	%	%	%
	9.5	9.2	△ 0.3
均等割額	円	円	円
	20,160	21,960	1,800
平等割額	円	円	円
	21,240	23,280	2,040

[保険料]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
全調定額 (一般)	千円	千円	千円
	1,198,500	1,182,200	△ 16,300
一人当たり (一般)	円	円	円
	50,082	51,178	1,096
一世帯当たり (一般+退職)	円	円	円
	70,312	71,155	843

※令和4年度予算料率 所得割率：9.4%（差△0.2%） 均等割額 21,960円（差0円） 平等割額23,400円（差△120円）

(2) 後期高齢者支援金分

[料率]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
所得割率	%	%	%
	3.2	3.0	△ 0.2
均等割額	円	円	円
	6,600	7,200	600
平等割額	円	円	円
	6,960	7,440	480

[保険料]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
全調定額 (一般)	千円	千円	千円
	396,200	383,400	△ 12,800
一人当たり (一般)	円	円	円
	16,555	16,600	45
一世帯当たり (一般+退職)	円	円	円
	23,243	23,080	△ 163

※令和4年度予算料率 所得割率：3.1%（差△0.1%） 均等割額 7,080円（差120円） 平等割額7,440円（差0円）

※(1) + (2) (全被保険者該当)

4年度賦課	被保険者数(一般)	23,099人
	世帯数(一般+退職)	16,614世帯

[料率]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
所得割率	%	%	%
	12.7	12.2	△ 0.5
均等割額	円	円	円
	26,760	29,160	2,400
平等割額	円	円	円
	28,200	30,720	2,520

[保険料]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
全調定額 (一般)	千円	千円	千円
	1,594,700	1,565,600	△ 29,100
一人当たり (一般)	円	円	円
	66,637	67,778	1,141
一世帯当たり (一般+退職)	円	円	円
	93,555	94,235	680

(3) 介護給付費納付金分(介護2号被保険者(40~64歳)がいる世帯のみ該当)

4年度賦課	被保険者数(一般+退職)	6,679人	(28.9%)
	世帯数(一般+退職)	5,950世帯	(35.8%)

[料率]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
所得割率	%	%	%
	2.6	2.7	0.1
均等割額	円	円	円
	6,240	7,080	840
平等割額	円	円	円
	4,920	5,760	840

[保険料]			
区分	3年度確定賦課 (A)	4年度確定賦課 (B)	比較 (B) - (A)
全調定額 (一般+退職)	千円	千円	千円
	105,500	110,300	4,800
一人当たり (一般+退職)	円	円	円
	15,296	16,517	1,221
一世帯当たり (一般+退職)	円	円	円
	17,299	18,541	1,242

※令和4年度予算料率 所得割率：2.9%（差△0.2%） 均等割額 7,080円（差0円） 平等割額5,760円（差0円）

標準保険料率(北海道算定)

区分	医療分	後期分	介護分	賦課割合(応能応益)	現行賦課割合
所得割率	8.27%	2.54%	1.91%	35.84	45.0
均等割額	26,711円	8,349円	8,696円	64.16	55.0
平等割額	27,180円	8,496円	6,749円		(均等32、平等23)

(参考) 未就学児均等割軽減

	軽減なし	2割軽減	5割軽減	7割軽減	計
対象被保険者	116	26	59	100	301
均等割総額	1,691,280円	303,264円	430,110円	437,400円	2,862,054円

令和4年度国民健康保険料の試算(年額保険料の目安)

①64歳以下の「年金収入」以外の給与収入がある場合

令和4年4月から令和5年3月の年額保険料の試算です。保険料は毎年6月に決定し、6月から翌年3月までの10回払いです。

- ※ この表は、世帯の中の一人だけに所得があるものと仮定して試算しています。また、世帯の構成などにより実際の保険料と異なる場合があります。
- ※ 所得が給与以外の方は、確定申告書等の所得金額を表の「所得」欄に当てはめて御覧ください。
- ※ 「医療費＋支援金分」の欄は39歳までの方の保険料を、「医療分＋支援金分＋介護分」の欄は40歳から64歳までの方の保険料を掲載しています。
- ※ 「医療分＋支援金分＋介護分」の欄は、「1人世帯」、「2人世帯」の場合は、世帯全員が40歳から64歳と仮定し、「3人世帯」、「4人世帯」の場合は、世帯に40歳～64歳の方が2名いるものと仮定して保険料を試算しています。

R3確定賦課との比較

金額単位:円

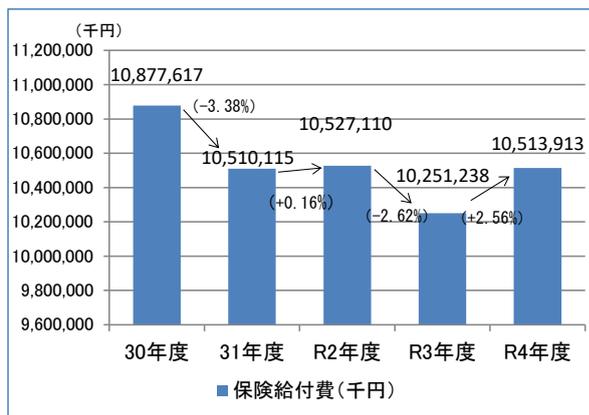
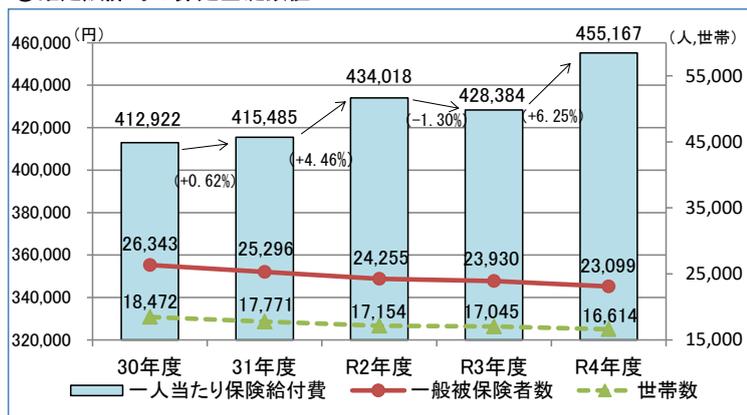
令和3年中の給与収入	令和3年中の所得	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯				
		均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R3 確定 賦課
98万円以下	43万円	7割	17,960	1,480	21,810	1,990	7割	26,710	2,210	32,680	2,960	7割	35,450	2,920	41,420	3,670	7割	44,200	3,640	50,170	4,390
100万円	45万円	5割	32,380	2,360	39,340	3,220	5割	46,960	3,560	57,460	4,840	5割	61,540	4,760	72,040	6,040	5割	76,120	5,960	86,620	7,240
120万円	65万円	5割	56,780	1,360	69,140	2,420	5割	71,360	2,560	87,260	4,040	5割	85,940	3,760	101,840	5,240	5割	100,520	4,960	116,420	6,440
140万円	85万円	2割	99,140	1,840	120,750	3,610	5割	95,760	1,560	117,060	3,240	5割	110,340	2,760	131,640	4,440	5割	124,920	3,960	146,220	5,640
160万円	105万円	-	135,520	1,820	165,100	4,120	2割	146,870	2,770	179,540	5,400	5割	134,740	1,760	161,440	3,640	5割	149,320	2,960	176,020	4,840
180万円	118万円	-	151,380	1,170	184,470	3,600	2割	162,730	2,120	198,910	4,880	5割	150,600	1,110	180,810	3,120	5割	165,180	2,310	195,390	4,320
200万円	132万円	-	168,460	470	205,330	3,040	2割	179,810	1,420	219,770	4,320	2割	203,130	3,330	243,090	6,230	5割	182,260	1,610	216,250	3,760
250万円	167万円	-	211,160	-1,280	257,480	1,640	-	240,320	1,120	293,720	4,880	2割	245,830	1,580	295,240	4,830	2割	269,160	3,500	318,570	6,750
300万円	202万円	-	253,860	-3,030	309,630	240	-	283,020	-630	345,870	3,480	-	312,180	1,770	375,030	5,880	2割	311,860	1,750	370,720	5,350
350万円	237万円	-	296,560	-4,780	361,780	-1,160	-	325,720	-2,380	398,020	2,080	-	354,880	20	427,180	4,480	2割	354,560	0	422,870	3,950
400万円	276万円	-	344,140	-6,730	419,890	-2,720	-	373,300	-4,330	456,130	520	-	402,460	-1,930	485,290	2,920	-	431,620	470	514,450	5,320
450万円	316万円	-	392,940	-8,730	479,490	-4,320	-	422,100	-6,330	515,730	-1,080	-	451,260	-3,930	544,890	1,320	-	480,420	-1,530	574,050	3,720
500万円	356万円	-	441,740	-10,730	539,090	-5,920	-	470,900	-8,330	575,330	-2,680	-	500,060	-5,930	604,490	-280	-	529,220	-3,530	633,650	2,120
550万円	396万円	-	490,540	-12,730	598,690	-7,520	-	519,700	-10,330	634,930	-4,280	-	548,860	-7,930	664,090	-1,880	-	578,020	-5,530	693,250	520
600万円	436万円	-	539,340	-14,730	658,290	-9,120	-	568,500	-12,330	694,530	-5,880	-	597,660	-9,930	723,690	-3,480	-	626,820	-7,530	752,850	-1,080
650万円	476万円	-	588,140	-16,730	717,890	-10,720	-	617,300	-14,330	754,130	-7,480	-	646,460	-11,930	783,290	-5,080	-	675,620	-9,530	812,450	-2,680
700万円	520万円	-	641,820	-18,930	783,450	-12,480	-	670,980	-16,530	819,690	-9,240	-	700,140	-14,130	848,850	-6,840	-	729,300	-11,730	878,010	-4,440

◎賦課限度額到達所得	給与収入	8,954,000	8,954,000	8,715,000	8,715,000	8,475,000	8,475,000	8,209,000	8,209,000
	所得	7,004,000	7,004,000	6,765,000	6,765,000	6,527,500	6,527,500	6,288,100	6,288,100

*令和4年度賦課限度額：医療分65万円、後期支援金分20万円、介護分17万円 (介護有り合計：102万円 介護無し合計：85万円)

☆ 一人当たり保険給付費の推移

① 確定賦課時の算定基礎数値

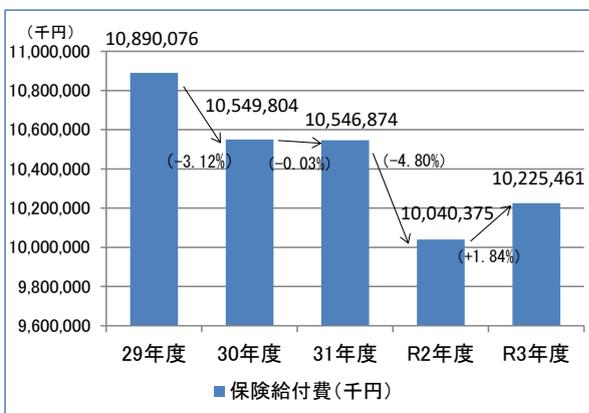
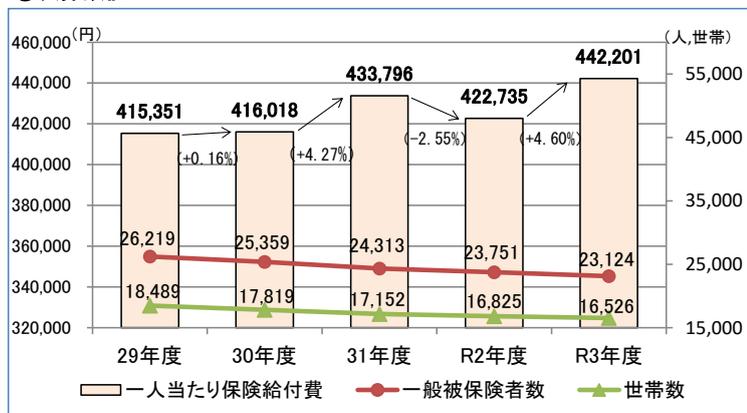


下段は対前年度比

		30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度
確定賦課時の算定基礎	一般被保険者数 (※4、5月の途中加入者、途中喪失者を含む)	26,343人	25,296人 -3.97%	24,255人 -4.12%	23,930人 -1.34%	23,099人 -3.47%
	(参考)全世帯数	18,472世帯	17,771世帯 -3.79%	17,154世帯 -3.47%	17,045世帯 -0.64%	16,555世帯 -2.87%
	一般被保険者分保険給付費*1	10,877,617千円	10,510,115千円 -3.38%	10,527,110千円 0.16%	10,251,238千円 -2.62%	10,513,913千円 2.56%
	一人当たり保険給付費	412,922円	415,485円 0.62%	434,018円 4.46%	428,384円 -1.30%	455,167円 6.25%

*1 療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費の合計

② 決算数値



※下段は対前年度比

		30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度
決算数値	一般被保険者数 (※3~2月ベースの平均)	25,359人	24,313人 -4.12%	23,751人 -2.31%	23,124人 -2.64%	—
	(参考)全世帯数 (※3~2月ベースの平均)	17,819世帯	17,152世帯 -3.74%	16,825世帯 -1.91%	16,526世帯 -1.78%	—
	一般被保険者分保険給付費* (※R3年度は決算見込)	10,549,804千円	10,546,874千円 -0.03%	10,040,375千円 -4.80%	10,225,461千円 1.84%	—
	一人当たり保険給付費	416,018円	433,796円 4.27%	422,735円 -2.55%	442,201円 4.60%	—
一般被保険者数 (※各年度4月1日時点)		25,584人	24,896人 -2.69%	23,810人 -4.36%	23,468人 -1.44%	22,700人 -3.27%
うち65歳以上 (割合)		14,354人 (56.11%)	14,130人 (56.76%) -1.56%	13,371人 (56.16%) -5.37%	13,179人 (56.16%) -1.44%	12,653人 (55.74%) -3.99%

* 療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費の合計

令和3年度 国保特別会計（給付費＋事務費）収支表

令和4年5月25日現在

(単位：千円)

区分	款	R3 5定補正後 予算 A	R3 決算見込 B	不用額		説明
				A-B C	C/A (%)	
歳出	1 総務費	380,843	329,107	51,736	13.58	ほぼ確定
	2 保険給付費	10,452,600	10,270,558	182,042	1.74	確定
	3 国保事業費納付金	2,754,724	2,754,724	0	0.00	確定
	4 共同事業拠出金	5	1	4	80.00	確定
	5 財政安定化基金拠出金	3	2			確定
	6 基金積立金	95,181	95,037	144	0.15	確定
	7 諸支出金	36,595	34,396	2,199	6.01	確定
	9 予備費	1,000	0	1,000	100.00	確定
	計	13,720,951	13,483,825	237,126	1.73	

(単位：千円)

区分	款	R3 5定補正後 予算 A	R3 決算見込 B	増減額		説明
				A-B C	C/A (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,638,122	1,696,606	58,484	3.57	5/19時点収入済額合計
	2 国庫支出金	24,720	24,720	0	0.00	確定
	3 道支出金	10,634,761	10,535,148	▲ 99,613	▲ 0.94	確定
	4 財産収入	154	9	▲ 145	▲ 94.16	確定
	5 繰入金	1,294,052	1,266,745	▲ 27,307	▲ 2.11	事務費分は決見、その他は確定 基金繰入金 180,061千円
	6 繰越金	124,122	124,122	0	0.00	確定
	7 諸収入	5,020	19,825	14,805	294.92	ほぼ確定
	計	13,720,951	13,667,175	▲ 53,776	▲ 0.39	

A

歳入－歳出（繰越金）	0	183,350
------------	---	---------

B

次年度以降に道へ返還
(超過交付分)

6,219

※国及び道からの交付金のうち、
令和4年度以降に返還が必要な分（コロナ減免分）

A-B

次年度に基金に積立

177,131

※令和3年度道交付金のうち、「結核・精神医療費多額」分（85,878千円）は、道が行う事業となったことから、市町村に交付された金額は、令和5年度の道への納付金に上乗せする形で徴収される。

177,131－85,878＝91,253千円（令和3年度の実質的な収支）

(参考) 収支分析 (千円)

科目	金額	主な要因
保健事業費不用額	29,788	予算上受診率34%→実績27%に伴い、特定健診委託料等に不用額発生
国民健康保険保険料	58,484	予算上収納率（医療分）96.0%→実績97.9%に伴い保険料収入増
諸収入	14,805	延滞金、第三者納付金の収入

計 103,077

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料減免のお知らせ

【保険料の減免の対象となる方】

① 保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

② 保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入について、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること(介護保険の場合は除く)
- (3) 収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、**令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類のほか申請内容に応じた書類が必要となります。

【保険料の減免額について】

$$\text{保険料減免額} = \text{減免対象の保険料額} \times \text{令和3年の所得の合計額に応じた減免割合}$$

$$(A \times B / C) \quad (D)$$

◆ 減免対象の保険料額 (A×B/C)

国民健康保険	後期高齢者医療制度	介護保険
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額(※1)	A: 被保険者(75歳以上)の保険料額(※1)	A: 第1号被保険者(65歳以上)の保険料額(※1)
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額 ※ 所得が0又はマイナス所得の場合は、 <u>減免対象外</u> となります。		
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額		C: 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

※1 対象となる保険料：令和4年度保険料額(令和4年4月1日以降に納期限が設定されている令和3年度保険料額を含む)

◆ 令和3年の所得の合計額(※2)に応じた減免割合 (D)

国民健康保険・後期高齢者医療制度		介護保険	
所得の合計額	割合	所得の合計額	割合
300万円以下の場合	全部(10分の10)	210万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8	210万円を超える場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6	※2 世帯の主たる生計維持者の所得の合計額です。	
750万円以下の場合	10分の4		
1,000万円以下の場合	10分の2		

【申請方法】

- ① 申請前に、各担当部署まで電話でお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ② 受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とさせていただきます。

【申請期限】

令和5年3月31日

【担当】 小樽市 福祉保険部 電話(代表) 0134-32-4111

- ・国民健康保険について…… 保険年金課 保険係 (内線) 289～291 (FAX) 0134-24-6168
- ・後期高齢者医療について… 保険年金課 後期高齢者医療係 (内線) 312 (FAX) 0134-25-0120
- ・介護保険について…………… 介護保険課 計画・保険グループ (内線) 454 (FAX) 0134-27-6711